

閱覽用

令和元年 第11回
神崎市農業委員会総会 議事録

令和元年11月6日
神崎市農業委員会

令和元年 第 1 1 回神崎市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年 1 1 月 6 日（水） 午後 1 時 3 0 分開会
2. 開催場所 神崎市役所 3 - 3 会議室
3. 出欠者の状況

出席委員 1 3 名

欠席委員 0 名

傍聴者 0 名

議席番号	役職	氏名	出欠
1	会長	西村 睦雄	出
2	副会長	末吉 利文	出
3	委員	城野 芳春	出
4	委員	野田 豊	出
5	委員	八谷 敏	出
6	委員	中原 和之	出
7	委員	樋口 光輝	出
8	委員	國部 善典	出
9	委員	森田 壽春	出
1 0	委員	福田 省二	出
1 1	委員	田淵 晃敏	出
1 2	委員	真島 満	出
1 3	副会長	吉浦 文雄	出

4. 議事日程

○日程第 1 議事録署名委員の指名

2 番 末石利文副会長 3 番 城野芳春委員

○日程第 2 会議書記の指名

事務局長 山口秀利 係長 大隈裕次

○日程第 3 付議事件

議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 3 件

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 1 件

議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法 第 1 8 条第 1 項の規定による農用地
利用集積計画（利用権設定関係）について 1 5 件

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の確認について 6 件

報告第 2 号 農用地利用配分計画の認可（農用地利用配分計画関係）につ
いて 1 件

5. 説明のため出席した職員

【農業委員会事務局職員】

事務局長 山口秀利
農政農地係 係長 大隈裕次
農政農地係 主事 藤原 碧

6. 会議の概要

(開会)

事務局長

皆様、こんにちは。本日は午後の開催となりましたが、ご多忙の中、本総会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

着席して、議事を進めさせていただきます。

それでは、令和元年 第11回 神崎市農業委員会総会の開催にあたり、西村会長のご挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

会 長

皆さん、こんにちは。先月までは暑い暑いと言っておりましたが、11月になりましたら、めっきり秋めいて、本当に秋らしくなってきました。

秋らしくなって、本当は豊作の秋なんですけども、塩害とか水害とか風とかいろいろな意味で、今年は最近にない最悪の秋になりまして、農家の方や皆さんも大変心配されていることと思います。

でも、また次の年に向かってですね、これをひとつの糧として、次にまた大きくしていただきたいと思います。

それでは、令和元年 第11回神崎市農業委員会総会を開会します。よろしくをお願いします。

(総会の成立)

事務局長

本日の出席委員は13名です。

全員に出席していただいておりますので、本日の総会は成立いたします。

(議長登壇)

事務局長

これより議事に入りますが、神崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長をお願いいたします。

西村会長、よろしくをお願いいたします。

議 長

それでは、お手元の総会次第に沿って、議事を進めます。

○日程第1 議事録署名委員の指名

神崎市農業委員会 会議規則 第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は、2番 末吉副会長と 3番 城野委員を指名します。

よろしく申し上げます。

議 長

○日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記は、事務局の山口局長、大隈係長を指名します。

議 長

○日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 3件

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件

議案第3号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定関係）について 15件

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について 6件

報告第2号 農用地利用配分計画の認可（農用地利用配分計画関係）について 1件

以上、3議案の19件と、2報告の7件です。

ご審議、ご決定賜りますよう、よろしく申し上げます。

議 長

只今から議事に入りますが、質問のある方は、挙手をして、指名を受けてから、必ずマイクを通して議席番号、お名前の後に発言されるようお願いいたします。

（議案第1号、受付番号1番の申請者が入室、着席を確認）

（議案第1号 農地法第5条関係）

議 長

それでは、議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。

受付番号1番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、受付番号1番を議案書を基に説明】

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

受付番号1番、申請地の所在は千代田町渡瀬 字〇〇 〇〇番の田1筆 650㎡です。

転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりで、事業は令和2年1月20日の完了予定です。権利の内容は「所有権の移

転」で、農振除外は平成23年12月に決定済みであり農地区分については、申請地は「概ね10ha以上の規模の一団の区域内にある農地」と判断され、第1種農地に該当しますが、農地転用許可基準は、「その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」となります。

位置図などは3ページと4ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図、資金の残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、排水処理や被害防止については、周囲に支障がないよう計画されていて、隣接地土地所有者や地区の同意も得てあります。説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

受付番号1番について、地区担当委員の3番 城野委員のご意見をお願いします。

3番 城野委員 【地区担当委員の意見】

3番の城野です。

第1号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

10月27日、地区担当の野中推進委員とともに、申請者に現地の状況や転用の内容などを確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障がないように計画されており、地区の同意もありますので、問題はないと思います。

みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長

はい、質疑なしと認め、質疑を終了します。

申請者は退出をお願いします。おつかれさまでした。

(議案第1号、受付番号1番の申請者の退室を確認)

(採決)

議 長

これより採決します。

議案第1号、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。

よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第1号、受付番号2番の申請者が入室、着席を確認)

議 長

次に、議案第1号、受付番号2番を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、受付番号2番を議案書を基に説明】

議案第1号 受付番号2番、申請地の所在は神埼町本堀 字〇〇 〇〇番の田1筆 501㎡です。

転用の目的や理由、貸付人、借受人、施設の用途や資金などは記載のとおりで、事業は令和2年12月20日の完了予定と記載しておりますが、令和元年12月20日となっておりますので、申し訳ありませんが訂正をお願いします。

権利の内容は「賃借権の設定」で、農振除外は令和元年9月20日に決定済みであり農地区分については、申請地は「概ね10ha以上の規模の一団の区域内にある農地」と判断され、第1種農地に該当しますが、農地転用許可基準は、「既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」となります。

位置図などは5ページと6ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図、資金の残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、排水処理や被害防止については、周囲に支障がないよう計画されていて、隣接地土地所有者や地区の同意も得てあります。説明は以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

受付番号2番について、地区担当委員の5番 八谷委員のご意見を申し上げます。

5番 八谷委員 【地区担当委員の意見】

5番の八谷です。

第1号議案の受付番号2番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私たちも、10月24日に地区担当の栗山推進委員、田中推進委員とともに、申請者に現地の状況や転用の内容などを確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障がないように計画されており、地区の同意もありますので、問題はないと思います。

みなさまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長

これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。
(質疑・応答)

議 長

よろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終了します。
申請者は退出をお願いします。おつかれさまでした。
(議案第1号、受付番号2番の申請者の退室を確認)
(採決)

議 長

これより採決します。
議案第1号、受付番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求め
ます。
(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。
よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第1号、受付番号3番の申請者が入室、着席を確認)

議 長

次に、議案第1号、受付番号3番を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、受付番号3番を議案書を基に説明】

議案第1号 受付番号3番、申請地の所在は神埼町志波屋 字〇〇 〇〇番の畑
1筆 112㎡です。

転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおり
で、事業は令和2年3月31日の完了予定となっております。

権利の内容は「所有権の移転」で、農振除外は平成23年12月に決定済み
であり農地区分については、申請地は「概ね10ha以上の規模の一団の区域内
にある農地」と判断され、第1種農地に該当しますが、農地転用許可基準は、
「既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積
の2分の1を超えないものに限る）」となります。

位置図などは7ページと8ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図、資金の残高証明書があり、
行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、排水処理や被害防止については、
周囲に支障がないよう計画されていて、隣接地土地所有者や地区の同意も得て
あります。説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

受付番号3番について、地区担当委員の10番 福田委員のご意見を申し上げます。

10番 福田委員 【地区担当委員の意見】

10番の福田です。

第1号議案の受付番号3番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の古澤推進委員とともに、10月25日に申請者に現地の状況確認や転用の内容などを調査しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障がないように計画されており、地区の同意もありますので、問題はないと思います。

みなさまのご審議をお願い申し上げます。

議 長

これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいですかね。

(なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終了します。

申請者は退出をお願いします。おつかれさまでした。

(議案第1号、受付番号3番の申請者の退室を確認)

(採決)

議 長

これより採決します。

議案第1号、受付番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。

よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第2号 農地法第3条関係)

議 長

次に、議案書の9ページをご覧ください。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について議題とします。

受付番号1番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第2号、受付番号1番を議案書を基に説明】

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

受付番号の1番は、所有権の移転で、申請理由などは記載のとおりです。

申請地の位置図を10ページに添付しています。

この申請は、農地の全部の効率的耕作要件、経営面積の下限面積要件、農作業などへの常時従事要件、農地の集団化、農作業の効率化など地域との調和要件を満たして、農地法第3条第2項の各号にある不許可の要件に該当せず、許可基準を満たしているものと思われま

議長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(12番 真島委員挙手)

議長

12番の真島委員よりどうぞ。

12番 真島委員

12番の真島です。転用の目的、理由のところなんですけども「元々耕作していた譲受け人に売却する」とありましたが、ここは元々譲受け人が所有していた農地だったのか、借受けていた農地だったのか、どちらともとれるように思えるので、どっちなんだろうなって。教えてください。

議長

私からいいですか。この譲受け人の方は、私の同級生なんですけれども、この地区で借受けて10町程を耕作してある方なんです。この農地もですね。

12番 真島委員

じゃあ借りてあった方なんです。元々の所有者の方に、また戻されたんじゃないかって、そういう風にも解釈できるような説明だなって思ったんで。文章はですね、わかりやすいようにお願いしたいです。

事務局

そうするように、明確にわかりやすく、心がけるようにいたします。

12番 真島委員

元々っていう表現がですね。小作人とか表現していただけたらですけどね。説明してもらったんでわかりました。

議長

真島委員もわかってもらったので、よろしいですかね。

しかしですね、樋口委員さんですよ、田の値段が・・・下がったねえって思いますね。

7番 樋口委員

びっくいすっよね。もう桁が違うけんね。

2番 末吉副会長

こいですよ、経営基盤強化促進法で借りとった土地を買いとっけんさい、安くしてよかよっていうことになったんじゃないでしょうかね。

議 長

それが、受け人も受けとうなかったばってん、これまで10町も作いよったばってん体調崩しなったけん、解約して地元に戻しなかったばってん、今度は受け手のなかったとですよ。地元の担い手がですね。

2番 末吉副会長

受け手のおらんないね・・・そいはね。

議 長

だからしょんなか、いくらか作らんばでけんって。彼は同級生でして、ほんとに担い手のおらんごとなったのはですね・・・。

事務局

この地区は、まだ法人化されていないところですね。

議 長

そう検討地、そうじゃんね。地区で差のあっけんね。

(少しの間、委員同士で意見交換あり)

議 長

それでは、他にありますでしょうか。よろしいですかね。

(なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。

議案第2号、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり許可することに決定します。

(議案第3号 基盤強化促進法第18条第1項 利用権設定関係)

議 長

次に、別冊の議案第3号をご覧ください。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定関係について議題とします。

1ページの総括表について、事務局の説明をお願いします。

事務局 【議案第3号、議案書の総括表を基に説明】

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について説明いたします。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第17条に基づき、農業経営基盤強化促進事業を実施する場合、同法18条に、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、とされておりますので、農業委員会の議決を求めるものであります。

まず、総括表により説明しますので議案書の1ページ目をお開きください。
利用権設定関係総括表 神埼町再設定6件、内訳は田22筆 26,540㎡
千代田町新規3件、再設定6件、計9件、内訳は田25筆 44,224㎡
神崎市合計15件、内訳は田47筆 70,764㎡となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。

総括表による説明は以上です。

議 長

只今、総括表の説明が終わりました。

次に、2ページの農用地利用集積計画、神埼町、再設定分の番号1番から6番について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、議案書の集計表を基に説明】

議案書2ページの 神埼町再設定 1番～6番の申し出について説明します。

左から土地の所在、地目、筆数、設定面積、利用権設定を受ける者の住所・氏名・現在の経営面積、利用権設定をする者の住所・氏名、設定の利用目的、設定期間となっております。

設定する内容は、田22筆 26,540㎡となっております。

なお、受付番号の2番と3番の賃借料ですが、金額相当の米による物納を行うという内容です。

その他の内容につきましては記載のとおりです。説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(12番 真島委員挙手)

議 長

12番の真島委員よりどうぞ。

12番の真島委員

12番の真島です。5番の(住所が)中国っていう方は、これなんですかね。あんまりプライベートなことだったらいいですが、話せるだけでよかですよ。ちょっと気になったもので。

議 長

この5番の貸し人の方のことですね。

事務局

はい、この方は中国に今いらっしゃって、現住所もそうなんですけども。これ以上の記載ができなかったもので。

12番の真島委員

日本の方だけど、今中国にいらっしゃることね。

事務局

はい、そうですね。元々神崎市の方みたいです。

議 長

よろしいですかね。他にありませんかね。

(なしの声あり)

議 長

よろしいですね。質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。

農用地利用集積計画、神埼町、再設定分の番号1番から6番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、3ページの農用地利用集積計画、千代田町、新規分の番号1番から3番について審議しますが、先に議事参与の制限を受ける案件を審議します。

番号3番は、7番樋口委員が議事参与の制限を受けますので、樋口委員の退室を求めます。

(7番樋口委員の退室を確認)

議 長

それでは、番号3番について審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、番号3番を議案書を基に説明】

議案書3ページの、千代田町新規3番の申し出について説明します。
内訳は、田2筆 1, 670㎡となっております。
その他の内容については記載のとおりです。説明は以上です

議 長

事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。
(質疑・応答)

議 長

ありませんか。
(異議なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終了します。
(採決)

議 長

これより採決します。
農用地利用集積計画、千代田町、新規分の番号3番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。
よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

それでは、7番樋口委員の入室を許可します。
(7番樋口委員の入室、着席を確認)

議 長

次に、千代田町、新規分の番号1番と2番について審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、議案書の集計表を基に説明】

議案書 3 ページの、千代田町新規の 3 番を除く 1 番と 2 番の申し出について説明します。

設定する内容は、田 6 筆 1 8, 6 3 5 m²となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりです。説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

ありませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。

農用地利用集積計画、千代田町、新規分の番号 1 番と 2 番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、4 ページの農用地利用集積計画、千代田町、再設定分の番号 1 番から 6 番について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第 3 号、議案書の集計表を基に説明】

議案書 4 ページの、千代田町再設定 1 番～6 番の申し出について説明します。

設定する内容は、田 1 7 筆 2 3, 9 1 9 m²となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりです。説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(3 番 城野委員挙手)

議 長

3 番 城野委員どうぞ。

3番 城野委員

すいません。3番の城野です。これ4番と5番、これ新規じゃないんですか。再設定？

議 長

事務局どうですか。

事務局

ちょっとお待ちください……。まずですね、新規と再設定の考え方を申し上げますと、新規の方は、現時点から過去一年間解約も利用権の設定もなかったものが新規というふうに考えさせていただいております。再設定は逆ですね、一年以内に解約なり権利の移動なりがあったものについてを再設定とさせていただきます。

具体的に、4番と5番についてはですね……。逐一受付する際に確認させていただいているんですけども……。おそらくこの場合で言うと、借り手が代わられているんですけども、今回の借り手の方が初めてこの農地を借りられるとしても、過去一年の間に他の方が、今回の借り手の方以外が借りられていたならば、それは再設定という考え方になります。

3番 城野委員

途中で解約した場合でも、ですかね。

事務局

あくまで期間だけで見えていますので、人では見ていないです。

3番 城野委員

わかりました。これは前の方が解約されたので、そしてこの方は地区の方じゃないので、集落営農組織を通じて借りられたんだと思います。

事務局

そうみたいです。

議 長

それでいいですかね。他に質問などありませんか。

12番 真島委員

人によってはね、いろいろ変わっけんが、新規がよかじゃなかかな、どうかな。でも決まりがあっけんね。一回人と契約しとって、解除して、他の人とまた契約すっけん再設定ってなるわけやろ。

2番 末吉副会長

土地に対してでしょ？ 土地に対してよ、土地に対して一年以前にさ貸しとった場合については、人間が代わったっちゃその時はそれは新規って、違うものに代わったってなるやろ。 土地ね。

1 2番 真島委員

第三者から見たらですよ、そのときは新規ってさ、そりゃ決まりのあるけんがよかばってん、感触としてですよ、人の代わったない新規ってのがわかりやすかと思うばってん。

2番 末吉副会長

それは持ち主がね、新たな人けんってことでわかりよか。

1 2番 真島委員

その人によってですね、よう作っか手入れをようすっか、変わっけんさいね。再設定っていうぎんた、前の人がようしなっけんまたしなっとき。悪か人も良か人もおいなっけん、人間性によって変わるけんさい。それは、そりゃあ決まっとっけんよかばってんね。人間の代わんない新設定の方がわかりやすかって思います。

2番 末吉副会長

人に対してってことでね。

議 長

その方がわかりやすいつてこと？

1 2番 真島委員

解約で一回切るってことやろ。新たな契約すつとやけんが、なあんにも引き継ぐことなかやろうけんが、新規がわかりやすいような気がします。

(5番 八谷委員挙手)

議 長

はい、5番 八谷委員どうぞ。

5番 八谷委員

大抵前にですよ、新規でこういった契約結ぶぎんた交付金の何かきよらんやったかなって思うとですよ。借り手こっちや貸し手のどっちか、どっちにでんきよったかな？

そいぎ同じ田んなかがあんない、こっちに貸して新規、また次こっちに貸すぎ新規ってなすぎんた、同じ土地で交付金が二重払いのごたっ感じになってしまいよっけんが、そこんたいで、新規からその田んなかでの判断で、ずーといきよったんじゃなからうかなって思うばってんね。

12番 真島委員

農業者年金でもそがんたいね。息子がね、せんごんなつぎんたね、親父の農業者年金がこんけんが、そんない、ちょっとやさん作ってくんさいって、そんな感じですかね。

5番 八谷委員

そいけん大抵昔やったばってんが、交付金のきよったばってんね。

議 長

前は補助のきよったね。そいは、地主さんにきよったやろ。

5番 八谷委員

地主さんにもばってんが、作り手の方にも何かなかったかな。

(各委員より、あつたあつたとの声が上がる)

5番 八谷委員

もうだいぶ昔ばってんがら、おいもそいで貰うたことあつたけんが。

議 長

一番最初、反に何千円かなんかってきよつたとやなか。

5番 八谷委員

貸し手にもきよつた。離農なんじゃいっていう形で。そぎゃんすつき新規と同じ田んなかが、別の人に貸して別の人が申請すつき、また交付金ばやらんばごとなつけん、たぶんその辺の兼ね合いもなかかなあつて思うけど。

議 長

この件については、この4番5番については、また令和6年までの期間で設定するとやろ。これは元の受け人さんが体崩してでけんっていうことで止めたもんだから、今後の方がしてくれるわけやろ。

そいない、それは、やっぱり再設定のごたつよね。設定しとつたばってん新たにせんばいかんごとなつたけんっていうね。言葉的にどぎゃんしとつたほうがよかとか、制度ややり方のあろうけんね……。

事務局

まあ、ご質問いただいたのでこのような意見交換ができたわけなんですけれども、運用上は、担当も説明しましたとおり、設定期間が過去1年以内にあつたという事実だと再設定というようにさせていただきたいと思います。

議 長

まあ、それで城野さん、皆さん、この件はこれでいいでしょうかね。

(同意の声あり)

議 長

他にないでしょうかね。

(なしの声あり)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。

農用地利用集積計画、千代田町、再設定分の番号1番から6番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり決定します。

(報告第1号 農地法第18条第6項の通知関係)

議 長

次に、別冊の報告第1号をご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認について報告します。

報告書の1ページと2ページの、受付番号1番から6番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【報告第1号、報告書を基に説明】

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明します。

農地法第18条第1項ただし書きの第1号に該当する場合は、農業委員会に通知しなければならないとなっておりますので、受理したものをご報告します。

1ページに記載の受付番号1番から2ページの6番につきましては、農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約の合意解約です。以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

ないようですね。よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

議 長

ないようですので、報告第1号については報告のとおりです。

(報告第2号 農地利用配分計画関係)

議長

次に、別冊の報告第2号をご覧ください。

報告第2号、農地利用配分計画の認可について報告します。

総括表及び集計表について、事務局の説明を求めます。

事務局 【報告第2号、報告書を基に説明】

報告第2号 農用地利用配分計画の認可(農用地利用配分計画関係)について、農用地利用集積計画により、佐賀県農業公社が借り受けた農地について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づく農用地利用配分計画の認可の通知があったものについてご説明します。

1ページの総括表を説明します。内容は、賃借権による利用権の設定で、千代田町の1件 田4筆の6, 435㎡となっております。

これは、農地の出し手から農業公社へ利用権設定等を行った農地を、農用地利用配分計画により、地域の担い手や農事組合法人へ貸付けるもので、詳細を2ページに記載しております。 報告は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。 何かご質問ありませんか。

(質疑・応答)

(3番 城野委員挙手)

議長

よろしいですかね。 あっ、はい、城野委員どうぞ。

3番 城野委員

すいません、3番城野ですが、さきほど農事組合法人に貸付するというふうに言われましたけれども、これ例えば、株式会社や合同会社、ここでもいいんですか？

事務局

そうですね、農地所有適格法人っていう要件を、農地を買ったり借りたりできる法人であれば借りることは可能です。ただ、一般的な株式会社とかだとちょっと厳しいと思います。そういった要件があるので、農地を持つための要件がいくつかあるので、それを満たさない限りはむずかしいと。

3番 城野委員

会社設立の定款に、その農業事業を書いておけばいいということでしょう。

事務局

そこだけではないので…

3番 城野委員

設立自体が、農事組合法人だといろいろ制限があるので、会社法が手っ取り早いって言うふうには言っているところもあるんですけど。

事務局

実際ですね、ええと、正式なお名前は出しませんが、〇〇の株式会社さんとか、今は設立できないんですけど有限会社さんとかは持っていますね、借りたりとか、公社を通さずとも相対であったり、それで借受けてある会社さんはあります。

議長

ちょっと質問させてもらってもいいですか？ 同じ件で続けて質問するんですけども、〇〇とかが今直営農場とか、そういう方の土地を借りて自分のところで売る販売のあれを今やりかけてますよね。そういうあれにも出すことができるということですよ。

事務局

そうですね。あの解除条件付きだと思います。おそらく〇〇とかが、解除条件付きとは、例えば農地をしっかりと農地として利用しなければ、もう返さないといけませんよという前提条件を付けて借りるっていうやり方もあります。おそらくそれでやられているのかなと。

議長

例えば、もう一回聞くけど、そういったところから土地を使わせてくれみたいなことがあったら、やっぱりその、通さざるをえないって言うことですよ。

事務局

そうですね。要件を満たせば許可せざるをえないことになると思います。

(4番 野田委員挙手)

議長

わかりました。はい、4番 野田委員どうぞ。

4番 野田委員

私は、今言われた借りる側の仕事を2つしまして、ひとつは、その会社で別に何とか農園っていう会社を立ち上げてから借りた。もうひとつはそのまま会社で借りた。言われたとおりですね条件付ですね、やっぱり。それはある程度ですね、普通の会社でも借りられるということをお聞きしたんですけども、これは神崎市ではなかったです。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。

事務局

ちなみに補足なんですけども、その解除条件付きの利用権設定とかで借りられると、年1回必ず農業委員会の方に利用状況を報告する義務がついてきます。

議 長

それでは、他にご質疑ありませんでしょうかね。 よろしいですかね。
(なしの声あり)

議 長

それではないようですので、報告第2号については報告のとおりです。

議 長

以上で、本総会に付議された議案の審議は、全て終了しました。
これをもちまして、令和元年 第11回神崎市農業委員会総会を閉会します。
ご審議ありがとうございました。

14時30分 閉 会